

腐敗防止基本方針

1. 適用範囲

本方針は、大栄環境株式会社及びその子会社（以下「大栄環境グループ」と総称します。）の全ての役員、従業員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員（以下「役職員等」と総称します。）に適用されます。

2. 腐敗行為の禁止の宣言

大栄環境グループは、事業活動を行う国や地域の関連する法令の遵守を徹底し、直接的又は間接的に、腐敗行為及び腐敗行為に加担する行為を禁止します。

3. 適正な会計処理と記録管理の規定

大栄環境グループが行う全ての取引に関して、企業活動の透明性を保ち、法令及び大栄環境グループ各社の規程等に従い、合理的な理由をもって正確な帳簿を作成し、記録を保存します。

4. 整備体制

大栄環境グループは、腐敗行為の防止に向けた倫理意識の徹底のため、役職員等に対する入社時及び定期的な教育・研修を継続します。

5. 通報制度

大栄環境グループは、役職員等が本方針に反する行いをすることを防止、是正するため、適切な相談・報告・通報の体制を整備いたします。

また、相談者又は調査への協力者が、報告・相談・通報や調査協力したことを理由に不利益を被ることがないよう、適切な措置を講じるものとします。

6. 違反等の処置

腐敗防止に関する法令や本方針に違反又はその可能性を発見した場合は、規程に基づき厳正かつ迅速に調査のうえ、是正措置又は処分を科すものとします。

※『腐敗行為』とは、贈収賄、横領、背任、利益供与の強要、社会通念を超えた接待、贈答等の提供又は受領等、権限を濫用して不正な利益を得ることを指します。

（制定） 2025年10月1日